

ショートステイ：ユニット型個室 利用料一覧表 (1ヵ月=30日あたり)

※令和6年8月1日～(令和6年度介護報酬改定に伴う居住費変更/日+60円)

要支援1

		サービス費	食費	居住費	合計	<参考> 日額
(1割負担)	第1段階	20,002	9,000	0	29,002	967
	第2段階	20,002	11,700	12,900	44,602	1,487
	第3段階①	20,002	19,500	12,900	52,402	1,747
	第3段階②	20,002	40,800	12,900	73,702	2,457
	第4段階	20,002	43,350	27,450	90,802	3,027
	(2割負担)	40,004	43,350	27,450	110,804	3,693
(3割負担)	60,006	43,350	27,450	130,806	4,360	

要支援2

		サービス費	食費	居住費	合計	<参考> 日額
(1割負担)	第1段階	24,346	9,000	0	33,346	1,112
	第2段階	24,346	11,700	12,900	48,946	1,632
	第3段階①	24,346	19,500	12,900	56,746	1,892
	第3段階②	24,346	40,800	12,900	78,046	2,602
	第4段階	24,346	43,350	27,450	95,146	3,172
	(2割負担)	48,692	43,350	27,450	119,492	3,983
(3割負担)	73,038	43,350	27,450	143,838	4,795	

要介護度1

		サービス費	食費	居住費	合計	<参考> 日額
(1割負担)	第1段階	25,987	9,000	0	34,987	1,166
	第2段階	25,987	11,700	12,900	50,587	1,686
	第3段階①	25,987	19,500	12,900	58,387	1,946
	第3段階②	25,987	40,800	12,900	79,687	2,656
	第4段階	25,987	43,350	27,450	96,787	3,226
	(2割負担)	51,974	43,350	27,450	122,774	4,092
(3割負担)	77,961	43,350	27,450	148,761	4,959	

要介護度2

		サービス費	食費	居住費	合計	<参考> 日額
(1割負担)	第1段階	28,313	9,000	0	37,313	1,244
	第2段階	28,313	11,700	12,900	52,913	1,764
	第3段階①	28,313	19,500	12,900	60,713	2,024
	第3段階②	28,313	40,800	12,900	82,013	2,734
	第4段階	28,313	43,350	27,450	99,113	3,304
	(2割負担)	56,626	43,350	27,450	127,426	4,248
(3割負担)	84,939	43,350	27,450	155,739	5,191	

要介護度3

		サービス費	食費	居住費	合計	<参考> 日額
(1割負担)	第1段階	30,878	9,000	0	39,878	1,329
	第2段階	30,878	11,700	12,900	55,478	1,849
	第3段階①	30,878	19,500	12,900	63,278	2,109
	第3段階②	30,878	40,800	12,900	84,578	2,819
	第4段階	30,878	43,350	27,450	101,678	3,389
	(2割負担)	61,756	43,350	27,450	132,556	4,419
(3割負担)	92,634	43,350	27,450	163,434	5,448	

要介護度4

		サービス費	食費	居住費	合計	<参考> 日額
(1割負担)	第1段階	33,306	9,000	0	42,306	1,410
	第2段階	33,306	11,700	12,900	57,906	1,930
	第3段階①	33,306	19,500	12,900	65,706	2,190
	第3段階②	33,306	40,800	12,900	87,006	2,900
	第4段階	33,306	43,350	27,450	104,106	3,470
	(2割負担)	66,612	43,350	27,450	137,412	4,580
(3割負担)	99,918	43,350	27,450	170,718	5,691	

要介護度5

		サービス費	食費	居住費	合計	<参考> 日額
(1割負担)	第1段階	35,666	9,000	0	44,666	1,489
	第2段階	35,666	11,700	12,900	60,266	2,009
	第3段階①	35,666	19,500	12,900	68,066	2,269
	第3段階②	35,666	40,800	12,900	89,366	2,979
	第4段階	35,666	43,350	27,450	106,466	3,549
	(2割負担)	71,332	43,350	27,450	142,132	4,738
(3割負担)	106,998	43,350	27,450	177,798	5,927	

※上記以外の費用で、ご希望されるサービスに対し「別途かかる費用」

- 電気代1日30円(1製品につき)
- 預金通帳管理用1,500円(利用者様の貴重品について、当施設での管理をご希望される方)
- 散髪代1,500円(当施設が契約する理容師による散髪を利用された場合、1回につき)
- その他、外部サービス等をご利用の場合はその費用が別にかかります。



QRコードを読み取ると当事業所HPにつながります。

サービス利用料金表 / ショートステイ：ユニット型個室 利用料 ～費用の詳細～
併設型ユニット型短期入所生活介護費(ユニット型個室)
※令和6年8月1日～(令和6年度介護報酬改定に伴う居住費変更/日+60円)



QRコードを読み取ると当事業所HPにつながります。

基本サービス費

要支援	1	2
日	529円	656円
月	15,870円	19,680円

※サービス費と加算費用等は、1割負担時の金額です。2割負担の方は2倍、3割負担の方は3倍の金額となります。

要介護度	1	2	3	4	5
日	704円	772円	847円	918円	987円
月	21,120円	23,160円	25,410円	27,540円	29,610円

※サービス費と加算費用等は、1割負担時の金額です。2割負担の方は2倍、3割負担の方は3倍の金額となります。

加算費用等

※原則として上記サービス費と合わせて下記加算が算定されます

サービス日数にかかる加算費用		
サービス提供体制強化加算	介護職員のうち、介護福祉士を8割配置する等、一定水準以上の介護体制を整えているための加算です。	22円
看護体制加算(Ⅰ)	常勤の看護師を配置し、一定水準以上の看護体制を整えているための加算です。	4円
看護体制加算(ⅠⅠ)	法定の基準人数以上の看護職員を配置し、一定水準以上の看護体制を整えているための加算です。	8円
夜勤職員配置加算(Ⅳ)	夜勤時間帯に介護職員を基準人数以上配置しているための加算です。	22円
別途かかる加算費用		
介護職員処遇改善加算(新・加算Ⅰ)	令和6年6月～旧3加算(処遇改善・特定処遇・ベースアップ)を一本化し、介護職員等の処遇の改善を行う事への加算です。	サービス費+加算の14.0%の額
入所者が下記内容に該当される場合に算定される加算費用		
若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症の入所者様に対し、一定水準以上のサービスを提供するための加算です。	120円
個別機能訓練加算	個別機能訓練計画に対する同意に基づき、機能訓練が計画的に行われた場合にかかる加算です。	56円

食費

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
日	300円	390円	650円	1,360円	1,445円
月	9,000円	11,700円	19,500円	40,800円	43,350円

居住費

	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
日	880円	880円	1,370円	2,066円
月	26,400円	26,400円	41,100円	61,980円

負担限度額認定対象者

第1段階	①市町村民税非課税世帯で高齢福祉年金受給者 または ②生活保護受給者	(預貯金が単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下)
第2段階	市町村民税非課税世帯で年金収入等が80万円以下の方	(預貯金が単身650万円以下、夫婦1,650万円以下)
第3段階①	市町村民税非課税世帯で年金収入等が80万円～120万円の方	(預貯金が単身550万円以下、夫婦1,550万円以下)
第3段階②	市町村民税非課税世帯で年金収入等が120万円超の方	(預貯金が単身500万円以下、夫婦1,500万円以下)
第4段階	上記以外の方	

高額介護サービス費(サービス費の負担上限)

生活保護受給者等	15,000円	(世帯)
市町村民税非課税世帯で年金収入等が80万円以下の方等	15,000円	(個人)
市町村民税非課税世帯で年金収入等が80万円以下の方等	24,600円	(世帯)
市町村民税非課税世帯の方	24,600円	(世帯)
市町村民税非課税で課税所得が380万円(年収約770万円)未満の方	44,400円	(世帯)
課税所得380万円(年収約770万円)～課税所得690万円(年収約1,160万円)未満	93,000円	(世帯)
課税所得690万円(年収約1,160万円)以上	140,100円	(世帯)

※1ヵ月に支払った利用者負担の合計が負担限度額を超えた時は、超えた分が払い戻される制度です。